

ドメスティック・バイオレンス行為(DV 行為)の関係法規に 関するリポート(オクラホマ州)

【おことわり】

※これらの資料は、当館の委嘱により弁護士の協力を得て、米国の子供の親権問題及び家族法に関する一般的な情報に加えて、必要に応じてテキサス州の一般的な情報を記載したものです。

※国際結婚ではそれぞれのケースによって適切な対応は大きく異なります。ここに記載されている内容は概要をまとめたものであり、法律上のアドバイスではありません。2014年4月1日に、日本においてもハーグ条約が発効しましたが、それ以降も法律の改定等により状況が異なってくる可能性があります。個別のケースにおいて本資料の利用により何らかの損害が生じて一切責任を負いかねますので、具体的なケースにつきましては専門の弁護士や専門機関等にご相談ください。

概要

オクラホマ州のドメスティック・バイオレンス及びファミリー・バイオレンス(DV 行為)に関する法律は、主にオクラホマ州法規(Protection from Domestic Abuse Act)(以下、DV 法)に規定されています。同法規では、特定の犯罪行為(または不法行為)が夫婦などの家族間、同居人の間で発生した場合を DV 行為として定義しており、保護命令(Protective Orders)をはじめとする民事上の救済が規定されています。

DV 行為で被害を受けた場合、被害者は民事上の手続きで保護命令により、加害者の DV 行為をやめさせることができます。保護命令は、暫定的保護命令と恒久的保護命令の二つに分類されます。暫定的保護命令では加害者不在のまま決定がなされ、恒久的保護命令の可否が決定されるまでの DV 防止策がとられます。恒久的保護命令では、裁判所は加害者からも証拠をとり、最終的な保護命令の可否が決定されます。恒久的保護命令が認められた場合には、裁判官が期限をつけない限り無期限の命令となります。

民事裁判と刑事裁判の違いについて

法律制度は、大きく民事法と刑事法の 2 つに分けられます。DV のケースについては、民事法と刑事法という 2 つの性質の違う法律で、同じ DV 行為に対しての法的措置を同時に求めることが可能です。DV の危険から最大限に身の安全を守るため、状況によっては、両方の法律を利用することが最善策というケースもあるでしょう。民事法と刑事法では、各法的措置の申立人(被害者または検察)が異なります。

➤ 民事法のシステム –DV 行為からの保護–

民事法のシステムでは申立人(Petitioner/Plaintiff)は、被害者(Victim)、または、先に申し立てを行った申請者を指します。よって、民事法上の保護命令取得のためには、被害者が直接裁判所へ出向き、法的保護を求める保護命令陳述書の申し立てを行う必要があります。保護命令発令後、加害者が命令内容に違反した場合には逮捕されることもありますが、基本的に、民事法制度では、申立人が DV の行為に及んだ加害者の逮捕、または、懲役

などの刑罰を与えることを裁判所に求めるわけではありません。オクラホマでは District Court(地方裁判所)などが担当します。

22 O.S. Section 60.2

➤ 刑事法のシステム –DV 加害者を処罰する– 2

一方、刑事法の制度では、検察局 (District Attorney's Office) が申立人となります。刑事裁判所では、ハラスメント、暴行、殺人、強盗等の刑法に違反する犯罪行為が扱われます。民事上の命令である DV の保護命令に違反した場合、刑事法によって罰せられます。刑事告訴の中では、加害者の処罰も求められます。刑事法制度では、検察官 (Prosecutor、または、地方検事 District Attorney と呼ばれる) がケースの進行に関する主導権・決定権を持ち、刑事裁判を続行するかどうかの判断権も持ちます。刑事裁判では、州・地方自治体が、加害者に対する刑事裁判の申し立てを行います。被害者が加害者に対する告発 (Press Charges) を希望しない場合、検察官は、検察官は刑事告訴を取り下げる可能性もありますが、必ずしもそうとは限らず、検察官は加害者に対する刑事告訴を取り下げずに裁判を続行することがあります。その際、被害者に対して召喚状 (Summons = 特定の人に対し、裁判所へ出頭し、証言することを命じる裁判所の命令書) を発し、証言人として出廷させる可能性もあります。

保護命令とは

保護命令とは、DV 行為や犯罪行為の被害者が、加害者から、身体的または精神的な危害を受け続ける恐れのあるとき、裁判所が発行する法的保護措置のことを指します。オクラホマ州では、保護命令は、Protective Order と呼ばれています。

保護命令の手続きの流れは次のとおりです。

ステップ 1: 裁判所への申し立て

申請は次の裁判所で行うことができます。

- 原告(被害者)または被告(加害者)の住むカウンティの裁判所
- 被告が DV 行為を犯したカウンティの裁判所

ステップ2: 申込書の作成

申請書には以下の情報などの記載が必要です。

- 申請人(被害者=Victim)の名前及び住所
- 被告人(加害者=Aggressor)の名前、性別、人種、誕生日
- 被害の内容
- Protective Order の申請

参考ウェブサイト: http://www.oscn.net/static/forms/aoc_forms/protectiveorders.asp
(保護命令に必要な書類の用紙をダウンロードできます。)

必要書類

- Petition for Protective Order(恒久的保護命令の申請書)
- Final Order of Protection(恒久的保護命令)
- Petition for Emergency Temporary Protective Order(緊急保護命令の申請書)
- Emergency Order of Protection(緊急保護命令)
- Notice of Hearing on Petition for Protective Order(保護命令申請書に関する命令及び通達)
- Final Return of Service for Protective Order(保安官による通達の証明書)
- Order to Transfer Accounts(口座振替命令)

これらの書類に必要事項を記入し、裁判所に出向き(または裁判所で用紙をもらい記入後)提出します。

ステップ 3: 裁判官による審査－緊急保護命令

- 緊急保護命令(Emergency Ex Parte Order)は恒久的保護命令のための審査まで、短期間しか効力がありませんが、申請者に差し迫った危険があると認められる場合、加害者に知らせずに迅速に保護命令の決定がなされます。
- 緊急保護命令は Ex Parte(エクス・パルテ)で発行されます。Ex Parte とは、裁判官が申立人である被害者側の証言・証拠だけを基に、保護命令の発行を判断することを指します。通常、裁判や審査は相対する当事者間の間で行われるものであり、裁判官の判断も当事者双方の話を聞いてから判決を下されます。
- 恒久的保護命令の発行には、被告人への事前通知およびヒアリングが必要です。(ステップ 4&5 参照)
- 原則として、ヒアリングは緊急保護命令発行後(緊急保護命令が発行されなくても恒久的保護命令申請後)14 日以内に開かれます。

* 分からないことがある方や、英語に自信がなく、通訳が必要という方は、事前に裁判所の Clerk にご相談ください。通訳のできる友人がいれば同伴で裁判所に行かれることもお勧めします。

ステップ 4: 被告人への通知

*申請人がヒアリングに出席することは非常に重要です。欠席の場合申請書が却下されることがありますので、出席が不可能な場合は事前に裁判所に連絡をして日程の再調整(Continuance)を行ってください。被告人の場合も同様です。

恒久的保護命令の発行には、裁判官による以下の事実認定が必要です。

- 被告人は申請人と家族・恋愛関係にある、または過去にそのような関係にあった。
- 被告人による申請人に対するDV・ストーカー行為、および性的暴行・性的虐待の予防に必要である。

保護命令違反の場合 Enforcement of Orders

保護命令に明記されている内容に加害者が従わなければ軽犯罪とみなされ、\$1,000 以下の罰金や 1 年以下の懲役、又はその両方が科せられる可能性があります。二度目の違反の場合は重罪とみなされ、\$2,000 から\$10,000 の罰金や 1 年から 3 年の懲役、又はその両方が科せられる可能性があります。また、違反によって原告や保護の対象となる第三者に対し傷害を与えた場合、軽犯罪とみなされ、\$5,000 の罰金や 20 日以上 1 年以下の懲役、もしくは懲役に加えて 5,000 ドル未満の罰金に処される可能性があります。

二度目の違反の場合、重罪とみなされ、\$3,000 から\$10,000 の罰金や 1 年から 5 年の懲役、又はその両方が科せられる可能性があります。(保護命令の違反が刑法上の違反になると判断されれば、別途罰せられる可能性があります。)

DV の定義

DV 法上のDV 行為の定義:

保護命令を申請する際、加害者 (Abuser) が、申請者と下記の関係にある場合に保護命令 (Protective Order) を求めることになります。

DV 行為であるかどうかは、①加害者と被害者との関係が該当するか、②行為自体が該当するかチェックします。(加害者、被害者の関係が該当しなくても、民事上・刑事上の救済はありますが、DV 法の対象外となります。)

- 家族
- 同居人 (例: 同棲相手、Stepchildren)
- Dating Relationship (恋愛関係・性的関係に基づく親密な関係 (彼氏・彼女、および現在の彼氏・彼女の元彼氏・元彼女) 裁判官は交際期間、どのような関係にあったか、交際の頻度などを考慮し、裁判官が Dating Relationship の有無を審査します。

上記に該当する場合には次のチェック項目に進んでください。該当しない場合には、DV 法は適用されません。(ただし、ストーカー行為は上記に列挙された関係に該当しない他人であっても DV 法の適応内です。)

チェック項目 2: 行為が該当するか?

- 暴行行為 (Domestic Abuse): 加害者が身体的な怪我を負わせるような行為に及ぶこと。(殴る、蹴る、物を体に投げつける、またはこのような行為で怖がらせる等)
- ストーカー行為 (Stalking)
- ハラスメント行為 (Harassment)
- 強姦 (Rape)

私は DV 被害者?

以上がDV 行為の定義ですが、DV 行為に当てはまるかどうかについては以下のチェック・リストで確かめ、該当する場合には周りの方やシェルター・サービスに相談してください。

(www.womenslaw.org “Am I Being Abused?” より)

あなたのパートナーが以下の行為をしますか？

- ___ あなたの友人、家族の前であなたに恥をかかせる
- ___ あなたの成し遂げた成果、目標を低く評価する
- ___ あなたには決断する能力がないと感じさせる
- ___ あなたを脅すことにより服従させる
- ___ パートナーがいなければあなたは何もできないと主張する
- ___ あなたに対して乱暴に接する(つかむ、押す、つねる、たたくなど)
- ___ 一日に何回も電話やテキストメッセージ、E メールを使い、または、実際に赴いて、あなたがパートナーに伝えた通りの場所にいるかどうかを確認する
- ___ あなたに対する虐待行為をアルコールやドラッグのせいにする
- ___ 虐待行為はあなた自身が原因であると主張する
- ___ あなたの意に反して性的関係を強要する
- ___ パートナーとの関係から逃げ出すことができないと思わせる
- ___ 家族や友人と会ったり出かけたりすることなどの自由を奪う
- ___ ケンカの後、あなたが立ち去ろうとしたり外出したりすることを妨害したり、またはパートナー自身があなたをどこかに置き去りにしようとする

あなた自身が以下の項目に該当しますか？

- ___ 時おりパートナーの行為に恐怖を感じる。
- ___ パートナーの行為に対して周囲の人々に言い訳をすることが多い。
- ___ あなた自身を変えることによってパートナーを変えることができると思っている。
- ___ パートナーを怒らせるようなことやけんかになるようなことをしないようにしている。
- ___ 自分がしたいことではなく、パートナーがあなたにして欲しいことをいつもしている。
- ___ 別れるとパートナーが何をするか分らないと恐ろしく、それが理由で一緒にいる。

(<https://www.womenslaw.org/about-abuse/am-i-being-abused/signs-abuse>参照)

Womenslaw.org (英語資料のみ)

立場の弱い人々のための法的支援をする団体をリストアップしています。

<https://www.womenslaw.org/find-help/ok>

<https://oklahoma.gov/okdhs/services/purplribbon/domestic-violence-resuorces.html>

連絡先: Domestic Violence Resources